

四日市市告示第185号

四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱（平成17年四日市市告示第56号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（補助金の交付）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 補助金の交付は、飼い主が第1項に規定する補助金交付決定通知書及び委任状を協力獣医院に提出し手術を実施したときは、手術費と補助金の額とを相殺して行うものとし、それ以外の獣医院で手術を実施したときは、犬猫の避妊等手術費補助金請求書（第4号様式）に犬猫避妊等手術実施証明書（第5号様式）及び領収証を添付し<u>手術後30日以内に市長</u>に請求するものとする。</p> <p>5 協力獣医院は、補助金の額と同額を犬猫の避妊等手術費補助金請求書（第6号様式）により<u>市長</u>に請求するものとする。</p> <p>附 則 （有効期限）</p>	<p>（補助金の交付）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>4 補助金の交付は、飼い主が第1項に規定する補助金交付決定通知書及び委任状を協力獣医院に提出し手術を実施したときは、手術費と補助金の額とを相殺して行うものとし、それ以外の獣医院で手術を実施したときは、犬猫の避妊等手術費補助金請求書（第4号様式）に犬猫避妊等手術実施証明書（第5号様式）及び領収証を添付し<u>市</u>に請求するものとする。</p> <p>5 協力獣医院は、補助金の額と同額を犬猫の避妊等手術費補助金請求書（第6号様式）により<u>市</u>に請求するものとする。</p> <p>附 則 （有効期限）</p>

4 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

4 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

四日市市犬猫の避妊等手術費補助金交付申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所 四日市市 _____

(飼い主)

氏 名 _____

電 話 _____

下記のとおりに (犬) の (避妊) 手術を実施したいので、手術費の一部を補助されるよう申請します。
猫 去勢

記

1 申請額 _____ 円

2 対象犬猫(犬の場合は、登録及び狂犬病予防注射を接種していること。)

	性別	年齢	登録番号	注射番号
犬				
猫				
手術予定獣医院	※協力獣医院以外で手術する場合のみ記入してください。			

*確認事項 ●飼犬については、必ず登録番号及び狂犬病注射番号を記入してください。

●飼猫については、飼い主の住所の確認できる書類(住民票、運転免許証、健康保険証等の写し)を提示してください。

第 3 号様式及び第 4 号様式を次のように改める。

四日市市犬猫の避妊等手術費補助金交付決定通知書

衛生第 号の - 2

住 所 四日市市

氏 名 _____

犬 避妊

年 月 日付で申請のあった（ ）の（ ）手術費補助金に

猫 去勢

ついては、四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱第6条の規定により、次の条

件を付けて金 _____ 円の額の交付を決定する。

年 月 日

四日市市長

条件等

犬 避妊

1 この補助金は、（ ）の（ ）手術費に対し交付するものである。

猫 去勢

2 この補助金の支払は、上記の手術を実施した後に補助金請求書に犬猫避妊等手術実施証明書及び領収書を添付し、手術後30日以内に市長に請求するものとする。

3 上記の手術は本交付決定通知書の交付の日から1か月以内に実施しなければならない。

4 この手術を中止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

犬猫の避妊等手術費補助金請求書

四日市市長

金額	円	
上記のとおり請求いたします。		
年 月 日		
住所		
氏名		
※署名又は記名押印		
請求内訳		
犬	避妊	頭
	去勢	頭
猫	避妊	頭
	去勢	頭

☆添付書類 ・ 犬猫の避妊等手術実施証明書 ・ 領収証

補助金は下記の口座に振り込みください。

金融機関名	銀行 信金 信組 農協			店
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人				

(注) 請求者名と振込先名義人の名前が申請書と同一になるようにしてください。

手術後30日以内に請求してください。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式(第6条関係)

犬猫の避妊等手術費補助金請求書

四日市市長

金額	円	
上記のとおり請求いたします。		
年 月 日		
住 所		
獣医院		
氏 名		
※署名又は記名押印		
請 求 内 訳		
犬	避 妊	頭
	去 勢	頭
猫	避 妊	頭
	去 勢	頭

☆添付書類 ・ 委任状

補助金は下記の口座に振り込みください。

金融機関名	銀行 信金 信組 農協			店
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義人				

第7号様式（第7条関係）

犬猫避妊等手術中止届

年 月 日

四日市市長

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

年 月 日付け衛生第 号の ー2をもって交付決定を受けた四日市市犬猫の避妊等手術費補助金について、下記のとおり中止を届け出ます。

記

1 中止の理由

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

- 3 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市重度障害者就労支援特別事業実施要綱 (令和2年四日市市告示第568号)	(略)	
四日市市生食用食用肉の取扱指導要綱(平成24	(略)	

年四日市市告示第396号)	
(略)	

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市重度障害者就労支援特別事業実施要綱 (令和2年四日市市告示第568号)	(略)	
<u>四日市市犬猫の避妊等の手術費補助金交付要綱</u> (平成17年四日市市告示第56号)	<u>第1号様式及び第4号様式から第7号様式まで</u>	<u>第4号様式及び第6号様式については、署名をした場合に限る。</u>
四日市市生食用食用肉の取扱指導要綱(平成24年四日市市告示第396号)	(略)	

号)	
(略)	

(健康福祉部衛生指導課)